

意見書案第 2 号

仲井眞弘多沖縄県知事の辺野古埋め立て承認に抗議し、撤回を求める意見書

名護市議会は、これまで県や政府に対して、米軍普天間基地の閉鎖・撤去と県内移設反対、国外・県外への移設、オスプレイの配備撤回を求めてきた。昨年 1 月には、県内の 41 市町村長、議会議長及び県議会議長等が署名し、普天間基地の県内移設の断念を求めた「建白書」を安倍晋三首相へ直訴した。

しかしながら、平成 25 年 12 月 27 日に仲井眞県知事は、辺野古移設に向けた政府の埋立申請を承認した。これまで仲井眞県知事は、平成 22 年の県知事選挙において「県外移設」を掲げた。平成 22 年 5 月の日米共同声明を受け、「県や地元の了解を経ずに移設案が決定されたことは誠に遺憾。受入れは極めて厳しい」。同年の 6 月県議会では「県内移設は不可能に近い。拒否の選択肢もある」。続く 9 月県議会においては「日米共同声明を見直し、県外移設を求めていきたい」。また平成 23 年 9 月の米国ワシントンでの国際シンポジウムでは「他の都道府県への移設が合理的で、早期に課題を解決できる。辺野古移設は見直すべきだ」。そして平成 25 年の 12 月県議会においては「日米両政府に普天間の県外移設、早期返還の実現を強く求めていく。県外で探さないと現実的にならない」など、仲井眞県知事のこれまでの辺野古問題に関する公約や発言は、今回の埋立申請に対する承認が、矛盾することは言をまたず、仲井眞県知事が県民に対して説明責任を負うことは言うまでもない。

去る平成 25 年 12 月 25 日の安倍首相からの説明に対し「驚くべき立派な内容で 140 万県民を代表して感謝する」との発言は、県民の総意と大きくかけ離れたものであり、県民の落胆は計りしれないものがある。このような承認を含めた一連の発言は県民代表の資格はないと断ぜざるを得ず、知事は公約違反の責を認めるべきである。

今年 1 月 19 日に行われた名護市長選挙において「辺野古移設を反対する」現職の稲嶺進市長が再選され、市民の移設反対への民意が再び示された。このことを知事として重く受け止め、このたびの承認を撤回すべきである。

よって、名護市議会は市民の生命と財産を守る立場から、辺野古埋め立てを承認した仲井眞県知事へ強く抗議するとともに、承認の撤回を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 2 月 3 日

沖縄県名護市議会

宛先：沖縄県知事